

○少年指導委員に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項について

(平成18年 6 月29日 島少甲第256号 県警察本部長例規通達)

最終改正 令和 7 年 3 月13日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号。以下「改正法」という。）及び少年指導委員規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第15号。以下「改正規則」という。）が、平成18年 5 月 1 日に施行され、少年指導委員に関する規定が改正されたことに伴い、少年指導委員に関する訓令（昭和60年島根県警察訓令第 2 号。以下「訓令」という。）の一部を改正した。

改正法及び改正規則の趣旨、訓令改正の要点並びに改正後の訓令の解釈及び運用については次のとおりであるので、少年指導委員の適正かつ効果的な運用に努められたい。

記

第 1 改正法及び改正規則の趣旨

少年指導委員については、昭和60年に規定化されて以来、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関して、少年の補導や少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止など、風俗環境が及ぼす影響から少年を守るための諸活動を地域住民と一体となって行ってきたところである。

改正法及び改正規則では、こうした少年指導委員の制度と活動を一層充実させるため、少年指導委員の職務を法律上明確に位置付けるとともに、風俗営業所等への立入権限を付与することなどの規定が整備されたものである。

第 2 訓令改正の要点

- 1 少年指導委員の職務について、改正規則との整合性を図った。
- 2 改正法において、少年指導委員の風俗営業所等への立入りについて、公安委員会が当該立入りの場所その他必要な事項を指示することとされたことに伴い、当該指示に係る書面の様式を定めた。
- 3 改正法において、少年指導委員は立入り終了後、その結果を公安委員会に報告しなければならないこととされたことに伴い、当該報告に係る書面の様式を定めた。
- 4 少年指導委員に対しては、年 1 回以上の講習に代え、定期研修を実施することとした。
- 5 新たに委嘱した少年指導委員に対しては、委嘱時研修を実施することとした。
- 6 少年指導委員に身分証明書を携帯させ、提示させることとした。

第 3 改正後の訓令の解釈及び運用

- 1 少年指導委員の委嘱（第 2 条関係）
 - (1) 警察署長（以下「署長」という。）は、少年指導委員の推薦に当たっては、少年補導委員制度運営要綱について（平成16年 4 月 1 日 島少甲第117号 本部長例規通達）に規定する少年補導委員の中から推薦すること。
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条第 1 項各号に規定する要件は、次に掲げるところにより解釈するものとする。

ア 「人格及び行動について、社会的信望を有すること。」とは、人格識見ともに優れ、行動等においても地域住民に信頼のあることをいう。

イ 「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。」とは、少年に対する深い愛情と理解を持ち、少年の健全な育成に資するための活動に対しておう盛な熱意と使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有することをいう。

ウ 「生活が安定していること。」とは、経済的観点からだけでなく、社会的観点及び家庭的観点からも安定していることをいう。

エ 「健康で活動力を有すること。」とは、その職務を行うに当たり、精神的、肉体的に支障を来すおそれがないことをいう。

なお、おおむね65歳以上の者については、エを充たすか否かについて慎重に審査すること。

- (3) 「少年指導委員の連絡先」とは、当該少年指導委員の電話番号、メールアドレス等のほか、その活動区域を管轄する警察署の生活安全（刑事）課（係）の電話番号等とすることもできる。

2 活動内容（第5条関係）

法第38条第2項各号及び少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第4条各号に掲げる少年指導委員の職務の具体的な内容としては、次のものが挙げられるが、いずれも、強制にわたる行為を行う権限ではないことに留意すること。

(1) 少年の補導

ア 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為をやめるよう指導すること。

イ 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為が少年の健全な育成に障害を及ぼすものであることを説示すること。

ウ 少年の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該少年を現に監護するものをいう。）又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に連絡すること。

エ 少年が18歳未満であって、保護者がいないとき、又は保護者に監護させることが不適當であると認めるときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定により通告すること。

(2) 風俗営業を営む者等に対する助言

ア 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を教示すること。

イ 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を遵守するために講ずべき措置を促すこと。

(3) 被害を受けた少年に対する援助

ア 被害を受けた少年に対し、再び被害を受けることを防止するために助言又は指導すること。

イ 被害を受けた少年の保護者等に連絡すること。

ウ 被害を受けた少年又はその保護者等に対し、当該少年を支援することができる機関又は団体等を紹介すること。

エ 被害を受けた少年が18歳未満であつて、保護者がいないとき、又は保護者に監護させることが不適當であると認めるときは、児童福祉法第25条第1項の規定により通告すること。

(4) 地方公共団体の施策等への協力

ア 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加すること。

イ 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加の意志を有する者を募ること。

(5) 少年相談

風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関して、少年の健全な育成に係る事項について、少年又は保護者等からの相談があった場合、相談者に対して必要な助言及び指導その他の援助をすること。

(6) 広報啓発活動

繁華街等における有害環境浄化や不良行為少年への声掛けについての広報啓発活動を行うなど少年の健全育成に関する住民意識を高める活動に努めること。また、少年をめぐる具体的な状況を踏まえつつ、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に役立つ事項について広く住民に周知させること。

3 立入り（第6条関係）

(1) 指示の趣旨

署長の指示の下で立入りを行わせる趣旨は、日々の職務を通じて関係法令の知識とその運用に精通している警察職員と異なり、少年指導委員は飽くまで非常勤であることから、風俗営業の営業所等への立入りを適正かつ効果的に行わせるため、立入りの必要性、対象となる営業所、実施する期間等について署長が判断し、その指示によって適正な立入りの実施を図ることとしたものである。

なお、当該判断及び指示は、本来、公安委員会の権限に属するものであり、署長はこれを代行しているものである。

(2) 立入指示書

ア 立入指示書（訓令様式第6号）の交付を受ける少年指導委員は、あらかじめ法第38条第5項に規定する研修を受講した者に限るものとする。

イ 署長は、立入指示書を交付するときは、生活安全（刑事）課（係）に備付けの指令番号簿に記録し、これを管理しなければならない。

ウ 立入指示書の作成要領は、次のとおりとする。

(ア) 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別

立入りを行うべき営業の種別を明らかにすれば足り、複数の種別を指定してもよい。（記載例「法第2条第1項第5号に掲げる営業 ゲームセンター等」）

(イ) 立入りを実施すべき地域

少年指導委員の活動区域内のいずれか又は活動区域全域を指定すること。（記載例「松江市伊勢宮町地内」）

(ウ) 期日又は期間

立入りを適正かつ効果的に実施するため、過度に長期にならない範囲として、地域における祭礼の日や環境浄化活動の日などを中心とした1週間程度を指定すること。ただし、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等少年の健全育

成に関する施策を特に重点的に推進する必要があると認めたときは、1 か月を限度として指定しても差し支えない。

エ 立入指示書の管理については、生活安全部門における許可等事務の適正な管理の推進について（平成21年11月16日島生企甲第2142号ほか本部長例規通達）に準ずる取扱いとする。

(3) 警察職員の同行

風俗営業の営業所等への立入りにについては、少年指導委員に単独で行わせることは通常困難であると考えられるので、別途指示するまでの間は警察職員が同行して行わせること。

(4) 立入りの実施

立入りをする少年指導委員には、必ず少年指導委員証（規則別記様式）を携帯させ、関係者に提示させること。また、営業者等の正当な権利及び自由を害することがないように留意すること。

なお、立入りにより法令違反を発見したとき、又は立入りを拒否されたときは、直ちに署長に連絡させること。

(5) 立入結果の報告

立入りをした少年指導委員が提出する立入結果報告書（訓令様式第7号）には、当該立入りに係る立入指示書を添付させるものとする。

なお、署長は、立入指示書及び立入結果報告書の写しを生活安全部長に提出すること。

4 身分証明書の携帯等（第5条関係）

(1) 身分証明書の区分

訓令様式第5号に定める少年指導委員証は、法第38条第2項各号に掲げる活動を行う際に携帯するものであり、法第38条の2の規定により風俗営業所等に立ち入ることのできる身分を証明する少年指導委員証とは異なるものである。両者は同じ名称であるので、使い分けに特に注意すること。

(2) 身分証明書の交付

立入りをする少年指導委員に携帯させる少年指導委員証は、生活安全（刑事）課（係）において保管し、立入指示書を交付する際に少年指導委員に交付し、立入り後の報告の際に返納させること。

5 活動上の一般的留意事項（第7条関係）

(1) 心構え

少年指導委員は、少年の人格を尊重し、かつ、少年の健全な育成を期する精神をもって職務に当たるとともに、常に、人格識見の向上に努め、関係者から尊敬と信頼を得られるように心掛けるほか、職務の遂行に必要な知識及び技能の修得に努めること。

(2) 守秘義務

少年指導委員は、その職務において、補導した少年や被害を受けた少年の氏名等、立入先の営業所等の名称や営業者等の秘密について、現職中はもとより、その職を

退いた後も守秘義務を負う。

(3) 受傷事故防止

少年指導委員は、活動に当たっては、関係者の動静に注意し、その攻撃を誘発するような言動を慎むこと。また、危害防止のため、相手方の人数、位置、場所等について十分配慮すること。

なお、職務遂行中事故に遭ったときは、直ちに警察職員に通報すること。

6 研修（第8条関係）

少年指導委員の職務が適正かつ効果的に行われるよう、規則第7条第3項に規定する少年指導委員研修により必要な知識及び技術を習得させること。

7 表彰（第9条関係）

少年指導委員に対する表彰は、次の基準に該当する者に対して行うものとする。

- (1) おおむね3期以上活動した者のうち、特に、業績が多大であると認められるもの
- (2) 就任期間の長短にかかわらず、特定の活動によって、特に、社会的反響の大きい業績を上げた者

8 解嘱事由（第13条関係）

法第38条第6項各号のいずれかに該当するか否かの基準は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 「（法第38条）第1項各号の要件を欠くに至ったとき。」とは、1の(2)の解釈を参照すること。
- (2) 「職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。」とは、少年指導委員が正当な理由なく、法律若しくは規則に規定する職務上の義務に違反し、又は法第38条第2項に規定する職務を行わないときをいう。
- (3) 「少年指導委員たるにふさわしくない非行があったとき。」とは、刑罰法令違反はもとより、指導委員としてふさわしくない反道徳的又は反社会的行為があったときをいう。

9 身分関係等

- (1) 少年指導委員は、地域のボランティアであるとともに、公安委員会から委嘱される非常勤の特別職地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に該当）であり、報酬の支給されない名誉職とされている。
- (2) 少年指導委員がその職務遂行の際に負傷した場合には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年島根県条例第35号）が適用される。
- (3) 少年指導委員は、賄賂罪等の適用される刑法上の公務員に該当する。

10 少年指導票等の保存

少年指導票、少年相談受理票、立入指示書及び立入結果報告書の保存期間は、それぞれ1年とする。

11 報告

署長は、少年指導委員の職務遂行中の事故及び活動で特異なものを認知したときは、その都度生活安全部人身安全少年課を経由して本部長に報告すること。